豊中市生垣緑化・沿道緑化助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、都市のみどりや地域の身近なみどりを創出するため、生垣の設置や沿道での緑化を 実施する市民などに対して助成を行うことで、民有地の緑化の取組みを推進することを目的とする。

(助成対象者)

- **第2条** 助成の対象は、本市の区域内において住宅地や事業所等の土地を所有又は管理する者で、接道部 に緑化を行うものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。
 - (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
 - (2) 当該宅地、建築物の販売等による利益を目的とした事業者
 - (3) 過去に、同一箇所において当該助成を受けた者
 - (4) 交付決定前に設置又は着手を行った者

(助成の要件)

- **第3条** 助成の対象となる基準は、豊中市内において接道部に緑化を行うもので、次の各号のいずれにも 該当しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 住宅用地又は事業所用地等の民有地の接道部の全部又は一部に設けられ、外部から容易に眺望できること。
 - (2) 地植え又は容易に動かせないプランター等に植栽すること。
 - (3) 原則、5年以上保存し、育成管理できるもの。
 - (4) その他、別表に定めるそれぞれに該当する要件を満たすもの。
- 2 対象となる樹木の種類は、木本類のみとし、竹・地被類・草本類は、対象外とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表に定める交付基準による。

(助成金の交付申込)

- **第5条** 生垣・沿道緑化樹木を設置し、助成金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、設置する前に申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 位置図
 - (2) 植栽計画平面図
 - (3) 設置前の写真
 - (4) 設置費用が確認できる書類(見積書等)
 - (5) 第2条第1項の要件を満たすことが証明できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

- **第6条** 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査を行ったうえで助成金交付の適否を決定し、交付 決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、助成金交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(完了届の提出)

- **第7条** 申込者は、第5条に基づく生垣・沿道緑化樹木の設置が完了したときは、すみやかに完了届(様式第3号)に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 植栽実績平面図
 - (2) 設置後の写真
 - (3) 設置費用が確認できる書類 (請求書等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定)

第8条 市長は、前条の完了届を受理したときは、審査を行ったうえで助成金の交付額を確定し、交付額 確定通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の助成金の交付額の確定に基づき、申込者からの請求(様式第5号)により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

- **第10条** 市長は、申込者が次の各号に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。
 - (1) 虚偽の申込があったとき。
 - (2) その他、不正行為があったとき。

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。 附則 附則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。 この要領は、平成17年10月1日から施行する。 附則 この要領は、平成18年5月15日から施行する。 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 附則 この要領は、平成30年8月1日から施行する。 この要領は、令和3年1月1日から施行する。 附則 附則 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

別表

種別	要件	助成率	助成額	備考
生垣	・延長2m以上 ・1mあたり、概ね3本程 度(双方の葉が触れ合う程 度)列植 ・高さ原則、1m以上 ・柵等を併設する場合、透 過率が概ね70%以上ある こと。	・設置費用 の 4/5	上限 10 万円 (生垣と独立 木を併用する 場合、併せて 上限 10 万円 とする。)	・助成の対象は、樹木及びプランター購入費並びに植栽箇所の整備等、設置に係る費用のみとし、既存の構造物の撤去費用等は、含まないものとする。・対象費用に消費税含まないものとする。・算出した額に100円未満の端数が生じた時は、切り捨てる。・費用の計算は、提出された見積書等と当該年度の大阪府の積算基準に基づき、価格の低い方を適用するものとする。
独立木 (沿道緑化)	・接道部若しくは、接道部から概ね2m以内の遮へい物の無い場所に植栽すること。 ・高さ原則、1m以上	・設置費用 の 1/2		